

令和5年10月17日
山梨県林政部林業振興課
電話 055-223-1652 (内線 6206)

報道関係者各位

県産特用林産物の放射性物質検査の結果(令和5年度第10回)について
＜出荷制限区域における野生きのこの検査(第6回目)＞

出荷制限区域の3市町村(富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町)内で採取された野生きのこ1検体について、放射性物質の検査を実施したところ、食品衛生法で定められた一般食品の放射性セシウム濃度の基準値100Bq/kgを超える放射性物質が検出されました。(別紙参照)

出荷制限区域の野生きのこについては、放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることが確認できるまで、国の出荷制限が解除されないことから、採取、出荷及び摂取の自粛要請を継続しています。

また、県では、今後も出荷制限区域の野生きのこについて検査を行い、データの収集、蓄積を行います。

※ 過去の検査結果については以下を参照してください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/fukyu/housyaseikennsakekka/r5tokuyourinsankensakekka.html>

(別紙)

品目	採取地点	核種別放射能濃度【Bq (ベクレル) /kg】			検査日
		セシウム134	セシウム137	セシウム合計	
アマタケ	富士吉田市	不検出<4.06	216	220	令和5年10月13日
クロカワ	鳴沢村	不検出<4.50	84.0	84	令和5年10月13日
クロカワ	鳴沢村	不検出<4.12	54.8	55	令和5年10月13日

(検査機関：(一財)新潟県環境分析センター)

※基準値を超える放射性セシウムが検出されたのは、網掛けの部分です。

※「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満のことを示します。

※「不検出<」の後の数字は検出限界値です。

※出荷制限がかかっている品目は、富士吉田市、鳴沢村、富士河口湖町で採取された野生きのこです。

【参考】(2012/4/1以降適用)

○食品衛生法上の基準値(放射性ヨウ素は暫定規制値)

放射性セシウム(一般食品)：100Bq/kg、放射性ヨウ素(野菜類)：2,000Bq/kg